桐生市告示第1号

○個人の市民税に係る控除対象寄附金等の指定

桐生市市税条例施行規則(平成17年桐生市規則第39号)第34条の2第3項の規定により、桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)第34条の7第1項第1号から第10号までに規定する寄附金等を次のとおり指定したので告示する。

なお、個人の市民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(令和 5 年桐生市告示 49 号)は、廃止する。 令和 6 年 1 月 9 日

桐生市長 荒 木 恵 司

寄附金等の区分	法人所在地	控除対象寄附金等	備考
条例第 34 条の 7	前橋市	国立大学法人群馬大学に対する寄附金で国立	
第1項第1号に掲		大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 22 条	
げる寄附金		第1項第1号から第5号までに掲げる業務に	
		充てられるもの	
		公立大学法人前橋工科大学に対する寄附金で	平成 25 年 4 月 1 日
		地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	設立
		第21条第2号に掲げる業務に充てられるもの	
	高崎市	公立大学法人高崎経済大学に対する寄附金で	平成 23 年 4 月 1 日
		地方独立行政法人法第21条第2号に掲げる業	公立大学法人化
		務に充てられるもの	
	佐波郡玉村町	群馬県公立大学法人に対する寄附金で地方独	
		立行政法人法第21条第2号に掲げる業務に充	
		てられるもの	
	東京都八王子市	独立行政法人国立高等専門学校機構に対する	
		寄附金で独立行政法人国立高等専門学校機構	
		法(平成15年法律第113号)第12条第1項第1	
		号から第4号までに掲げる業務に充てられる	
		もの	
条例第 34 条の 7	高崎市	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の	
第1項第2号に掲		ぞみの園に対する寄附金	
げる寄附金	茨城県つくば市	国立研究開発法人森林研究・整備機構に対す	平成 27 年 4 月 1 日
		る寄附金	改正独立行政法人通
			則法施行による法人
			格の変更
			名称変更(旧:国立
			研究開発法人森林総
			合研究所)

			国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研	平成 28 年 1 月 1 日
一次放展			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
対する帝附金 改正独示行政法人高級機構に対する帝附金 日本県子葉市 独立行政法人、資源機構に対する帝附金 独立行政法人、商 施書・永職者雇用支援機 所在地変更 (旧:東京都市公 田立研究開発法人量了科学技術研究開発機構 「対する帝附金 東京都新宿区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する帝 附金 東京都畫田区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する帝 附金 東京都世国区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する帝 附金 東京都世国区 独立行政法人国立青少年教育核興機構に対する帝附金 独立行政法人国立青少年教育核興機構に対する帝附金 独立行政法人関品評価技術基盤機構に対する帝附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する帝附金 神奈川県川崎市 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する帝附金 東京都中野区 日本司法支援センターに対する帝附金 「政兵人争命者健横(万)方部)全 中域2年4月1日 公益財団法人尾瀬保護財団に対する帝附金 空益財団法人の移行公益財団法人尾瀬保護財団に対する帝附金 公益財団法人の移行公益財団法人尾瀬保護財団に対する帝附金 公益財団法人及解保護財団に対する帝附金 公益財団法人移行公益財団法人が移行公益社団法人群馬県暴力追放運動推進センタ 「成2年4月1日 会益財団法人移行」と成立を1月12日 帝附金 公益社団法人群馬県緑上進放金に対する 帝附金 公益社団法人群馬県緑上進産委員会に対する 特別全 会社団法人群馬県緑上推進委員会に対する 古り12日 市場企 公益社団法人群馬県緑上推進委員会に対する 青附金 公益社団法人を称びまた。本籍、日本に対し、大学では3年5月11日 よびながは3年5月11日 よびながは3年5日 まずながは3年5日 まずながよりますないがは3年5日 まずないがは3年5日 まずないは3年5日 まずないがは3年5日 まずないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがな		サルル目型でまたお		
第玉県さいたま市 独立行政法人水資源機構に対する部附金		次	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
場玉県さいた末市 独立行政法人水資源機構に対する寄附金			対する寄附金	
# 正				則法施行による法人
				格の変更
構に対する害附金 京都海区 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 平成28年1月1日 以後の寄粉金が対象 東京都新宿区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する寄 麻症地変更 (旧: 東島		埼玉県さいたま市	独立行政法人水資源機構に対する寄附金	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 ア成 30 年 1 月 1 日 に対する		千葉県千葉市	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機	所在地変更(旧:東
東京都新宿区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する寄 名称変更(旧:自動車検育強立行政法人) 東京都墨田区 独立行政法人自動車事故対策機構に対する寄 所在地変更(旧:東京都子代田区) 東京都日黒区 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人関品評価技術基盤機構に対する寄附金 独立行政法人對働者健康安全機構に対する寄附金 東京都千代田区 自動車安全運転センターに対する寄附金 「可政法人労働者健康 東京都中野区 日本司法支援センターに対する寄附金 平成26年4月1日 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成25年4月1日 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 公益財団法人・移行公 公益財団法人・移行公 公益財団法人・移行公 公益財団法人・移行公 公益社団法人作権進委員会に対する 平成23年4月1日 安成24年1月1日 安成26年1月1日 公益社団法人・移行公 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務行 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務行 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務行 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務所見安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務所見安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務月 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務月 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作務月 平成26年1月1日 日本社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会			構に対する寄附金	京都港区)
東京都新宿区 独立行政法人自動車技術総合機構に対する帝 名称変更(旧:自動 単検直独立行政法人人) 東京都墨田区 独立行政法人自動車事故対策機構に対する帝 所在地変更(旧:東 所在地変更(旧:東 京都千代田区) 東京都世界区 独立行政法人国立精防機構に対する帝附金 東京都法谷区 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する 帝附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する帝附金 神奈川県川崎市 独立行政法人労働者健康安全機構に対する帝 名称変更(旧:独立 行政法人労働者健康 福祉機構) 第1項第4号に掲 げる帝附金 条例第34条の7 第1項第5号に掲 げる帝附金 公益財団法人尾瀬保護財団に対する帝附金 公益財団法人へ移行 公益財団法人経療交通遺児福祉基金に対する 帝附金 公益財団法人体育 公益財団法人体育 公益財団法人体療交通遺児福祉基金に対する 市成26年1月1日 安治社団法人体教行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 市成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作業以セナ群馬に対する帝附金			国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	平成 28 年 1 月 1 日
附金 単検査独立行政法人の			に対する寄附金	以後の寄附金が対象
東京都墨田区 独立行政法人自動車事放対策機構に対する寄附金 財金 所在地変更(旧:東京都千代田区) 東京都目黒区 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する 寄附金 神奈川県川崎市 独立行政法人労働者健康安全機構に対する寄 寄附金 条例第 34 条の7 第1項第4号に掲げる寄附金 自動車安全運転センターに対する寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 がる寄附金 一本司法支援センターに対する寄附金 がる寄附金 一本司法支援センターに対する寄附金 がる寄附金 一本司法支援センターに対する寄附金 がる寄附金 一本司法支援センターに対する寄附金 がる寄附金 一に対する寄附金 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの25年4月1日 会議財団法人を確交通遺児福祉基金に対する 安成25年4月1日 会議財団法人の移行 公益社団法人作業メセナ群馬に対する寄附金 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成25年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人企業メモル・対馬に対する寄附金 公益社団法人企業メモル・対馬に対する寄附金 平成26年1月1日		東京都新宿区	独立行政法人自動車技術総合機構に対する寄	名称変更(旧:自動
東京都墨田区 独立行政法人自動車事故対策機構に対する寄 所在地変更 (旧:東京都千代田区) 東京都日黒区 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金 東京都渋谷区 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する寄附金 神奈川県川崎市 独立行政法人労働者健康安全機構に対する寄 名称変更 (旧:独立行政法人労働者健康安全機構に対する寄附金			附金	車検査独立行政法
財金 京都日黒区 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金 東京都渋谷区 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する寄 行政法人労働者健康安全機構に対する寄 名称変更(旧:独立行政法人労働者健康 安全機構に対する寄附金 条例第 34 条の7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金 東京都中野区 自動車安全運転センターに対する寄附金 東京都中野区 日本司法支援センターに対する寄附金 平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 プ第 1 項第 5 号に掲げる寄附金 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金公益財団法人へ移行公益財団法人体展県暴力追放運動推進センターに対する寄附金公益財団法人へ移行公益財団法人体廃分行公益財団法人体産委の通児福祉基金に対する容別金公益財団法人へ移行公益社団法人作所集長を通過児福祉基金に対するの益財団法人へ移行公益社団法人が行公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対するの公益社団法人へ移行公益社団法人の経行公業とは対ける。 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金公益社団法人の参行公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金の公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の機能を対するの公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の公益社団法人を経済の対するの公益社団法人の経行の公益社団法人が行るの公益社団法人を経済の対するの公益とは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、またり、おは、日本は対したり、は対したり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、ま				人)
東京都日黒区 独立行政法人国立病院機構に対する寄附金 東京都渋谷区 独立行政法人国立青少年教育振興機構に対する寄附金 独立行政法人関出評価技術基盤機構に対する寄附金 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する寄附金 神奈川県川崎市 独立行政法人労働者健康安全機構に対する寄 名称変更(旧:独立行政法人労働者健康福祉機構) 第1項第4号に掲げる寄附金 申本司法支援センターに対する寄附金 東京都中野区 日本司法支援センターに対する寄附金 第1項第5号に掲げる寄附金 一本司法支援センターに対する寄附金 近畿財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成25年4月1日会益財団法人へ移行公益財団法人へ移行公益財団法人へ移行公益財団法人へ移行公益財団法人体療交通遺児福祉基金に対するの公益財団法人へ移行公益財団法人体療交通遺児福祉基金に対するの公益財団法人へ移行公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対するの公益社団法人へ移行公益社団法人が指馬県緑化推進委員会に対するの公益社団法人へ移行公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の主義を担けると対しました。 公益社団法人の移行公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の公益社団法人の経行の主義を担けまり、の公司は法人を集めて対するの公司は法人を集めて対するの公司は法人を表して対するの公司は法人を表して対するの公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人を表して対するの公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人を表して対するの公司は法人の経行の法人を表して対するの公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人を表して対するの公司は法人の経行の主義と対し、の公司は法人、公司は法人、公司は		東京都墨田区	独立行政法人自動車事故対策機構に対する寄	所在地変更(旧:東
東京都渋谷区			附金	京都千代田区)
本会の		東京都目黒区	独立行政法人国立病院機構に対する寄附金	
本会の		東京都渋谷区	独立行政法人国立青少年教育振興機構に対す	
独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する 寄附金 独立行政法人労働者健康安全機構に対する 名称変更 (旧:独立行政法人労働者健康 保証機構) 独立行政法人労働者健康 福祉機構) 東京都千代田区 自動車安全運転センターに対する寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 平成25年4月1日 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成25年4月1日 公益財団法人移行 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センタ 平成22年9月1日 公益財団法人作藤交通遺児福祉基金に対する 平成23年4月1日 公益財団法人へ移行 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対する 平成23年4月1日 公益財団法人が移行 公益財団法人作藤交通遺児福祉基金に対する 平成23年5月12日 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 平成26年1月1日 公益社団法人へ移行 公益社団法人へ移行 公益社団法人で業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人で業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人作馬県安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日 日本社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 日本社団法人企業メモナ群馬に対する寄附金 日本社団法人企業メモナ群馬に対する寄附金 日本社団法人企業メモナ群馬に対する寄附金 日本社団法人企業メモナ群馬に対する寄附金 日本社団法人企業メモナ群馬に対する寄附金 日本社団法人企業・日本社団法人会議会 日本社団法人企業・日本社団法人会議会 日本社団法人会議会 日本社団法人産業 日本社団法人会議会 日本社団法人会議会 日本社団法人会議会会 日本社団法人会議会会 日本社団法人会議会会 日本社団法人会議会会 日本社団法人会議会会 日本社団法人会議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会				
特別				
神奈川県川崎市 独立行政法人労働者健康安全機構に対する寄行政法人労働者健康 福祉機構) 条例第 34 条の 7 第1項第 4 号に掲げる寄附金 東京都千代田区 自動車安全運転センターに対する寄附金 素例第 34 条の 7 第1項第 5 号に掲げる寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人 8 月 1 日 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2				
附金 行政法人労働者健康 福祉機構 行政法人労働者健康 福祉機構 福祉機構 福祉機構 第1項第4号に掲 東京都千代田区 自動車安全運転センターに対する寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 可成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人 7 移行 公益社団法人 7 平成 23 年 5 月 12 日 公益社団法人 7 移行 公益社団法人 7 平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象 公益社団法人 7 千 京 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7		 神奈川県川崎市		 名称変更(旧:独立
条例第 34 条の 7 東京都千代田区 自動車安全運転センターに対する寄附金 第1項第4号に掲げる寄附金 日本司法支援センターに対する寄附金 条例第 34 条の 7 前橋市 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対する寄附金 中成 22 年 9 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対する寄附金 公益財団法人へ移行 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対する寄附金 中成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する寄附金 公益社団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する寄附金 中成 23 年 5 月 12 日 公益社団法人へ移行 公益社団法人が行 中成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成 26 年 1 月 1 日		11 2107 112107 11191 114		
条例第 34 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金東京都中野区日本司法支援センターに対する寄附金条例第 34 条の 7 第 1 項第 5 号に掲げる寄附金が橋市公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益財団法人作馬県暴力追放運動推進センターに対する寄附金び 2 年 9 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対する 寄附金平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 寄附金平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 公益社団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 寄附金公益社団法人の移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 公益社団法人の著附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象 平成 26 年 1 月 1 日			F11 775	
第1項第4号に掲げる寄附金 東京都中野区 日本司法支援センターに対する寄附金 平成25年4月1日 条例第34条の7 第1項第5号に掲げる寄附金 立益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成25年4月1日 公益財団法人へ移行 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対する寄附金 平成22年9月1日 公益財団法人へ移行 公益財団法人人佐藤交通遺児福祉基金に対する 寄附金 平成23年4月1日 公益財団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 寄附金 平成23年5月12日 公益社団法人へ移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 公益社団法人へ移行 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人発行	条例第 34 条の 7	東古郷千代田 区	白動車安全運転センターに対する実際会	田山水門
(げる寄附金) 前橋市 公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行 (ソる寄附金) では 22 年 9 月 1 日 公益財団法人 4 年 月 1 日 公益社団法人 4 年 月 1 日 以後の寄附金が対象 公益社団法人 4 年 月 1 日 以後の寄附金が対象 4 年 月 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
条例第 34 条の 7 第 1 項第 5 号に掲げる		米尔仰宁野区	日本可伝文後ピングーに刈りる前門金	
第1項第5号に掲げる寄附金			ハガ財団沈 ↓ 艮瀬伊護財団に対する実際会	亚成 25 年 4 日 1 日
び益財団法人群馬県暴力追放運動推進センタ 平成22年9月1日 一に対する寄附金 公益財団法人体療交通遺児福祉基金に対する 平成23年4月1日 寄附金 公益財団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 平成23年5月12日 寄附金 公益社団法人の移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日		日川小町 川1	公益州凹伝八尾槻床護州凹に刈りる前門金	
一に対する寄附金 公益財団法人へ移行 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対する 平成23年4月1日 寄附金 公益財団法人が移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 平成23年5月12日 寄附金 公益社団法人へ移行 平成26年1月1日 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 収後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日				
公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対する 平成23年4月1日 寄附金 公益財団法人へ移行 公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 平成23年5月12日 寄附金 公益社団法人へ移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日	りる命附金			
寄附金公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する平成23年5月12日寄附金公益社団法人へ移行公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金平成26年1月1日公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す平成26年1月1日				
公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する 平成23年5月12日 寄附金 公益社団法人へ移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成26年1月1日 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成26年1月1日				
寄附金 公益社団法人へ移行 公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成 26 年 1 月 1 日				公益財団法人へ移行
公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成 26 年 1 月 1 日			公益社団法人群馬県緑化推進委員会に対する	
公益社団法人企業メセナ群馬に対する寄附金 以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成 26 年 1 月 1 日			寄附金	公益社団法人へ移行
以後の寄附金が対象 公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す 平成 26 年 1 月 1 日				平成 26 年 1 月 1 日
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	以後の寄附金が対象
ろ客附金 以後の客附金が対象			公益社団法人群馬県安全運転管理協会に対す	平成26年1月1日
O HILL ON O HILL			る寄附金	以後の寄附金が対象

Γ			T-1-00 F 1 F 1 F
		公益社団法人群馬県医師会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		 公益社団法人群馬県栄養士会に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県学校牛乳協会に対する寄	平成26年1月1日
		附金	以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
		 公益社団法人群馬県環境資源創生協会に対す	以後の寄附金が対象
		る寄附金	名称変更(旧:公益
		O H1111 TE	社団法人群馬県環境
			資源保全協会)
		公益社団法人群馬県看護協会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調	平成 26 年 1 月 1 日
		査士協会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県子ども会育成連合会に対	平成 26 年 1 月 1 日
		する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県サッカー協会に対する寄	平成 27 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県歯科医師会に対する寄附	平成 27 年 1 月 1 日
		金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県歯科技工士会に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会に対	平成 26 年 1 月 1 日
		する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会に対	平成 26 年 1 月 1 日
			以後
		する寄附金	の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合	平成 26 年 1 月 1 日
		会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金	平成 26 年 1 月 1 日
		協会に対する寄附金に対する寄附金	以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
		以後の寄附金が対象	
		公益社団法人群馬県柔道整復師会に対する寄	平成 27 年 4 月 1 日
		附金	公益社団法人群馬県
			接骨師会から名称変
			更
	 公益社団法人群馬県畜産協会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日	

		以後の寄附金が対象
	公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会に対	平成 26 年 1 月 1 日
	する寄附金	以後の寄附金が対象
	公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会に対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る寄附金	以後の寄附金が対象
	公益社団法人群馬県老人保健施設協会に対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る寄附金	以後の寄附金が対象
	公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐ	平成 26 年 1 月 1 日
	んまに対する寄附金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
	公益社団法人前橋市医師会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
	公益社団法人前橋市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
	対する寄附金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
	公益社団法人前橋青年会議所に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
	公益社団法人前橋積善会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
	公益社団法人群馬県助産師会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
	公益財団法人金井梅次郎育英基金に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
	附金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
		以後の寄附金が対象
	公益財団法人ぐんぎん財団に対する寄附金	名称変更(旧:公益
		財団法人群馬銀行環
		境財団)
	公益財団法人群馬県アイバンクに対する寄附	平成 26 年 1 月 1 日
	金	以後の寄附金が対象
		平成 26 年 1 月 1 日
	公益財団法人群馬県育英会に対する寄附金	以後の寄附金が対象
	公益財団法人群馬県学校給食会に対する寄附	平成 26 年 1 月 1 日
	金	以後の寄附金が対象
	公益財団法人群馬県環境検査事業団に対する	平成 26 年 1 月 1 日
	寄附金	以後の寄附金が対象
	公益財団法人群馬県観光物産国際協会に対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る寄附金	以後の寄附金が対象
	公益財団法人群馬県教育文化事業団に対する	平成 26 年 1 月 1 日
	寄附金	以後の寄附金が対象
I		

	公	益財団法人群馬県漁業増殖基金協会に対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る	寄附金	以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県勤労福祉センターに対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る	寄附金	以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県健康づくり財団に対する	平成27年1月1日
	寄	附金	以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県建設技術センターに対す	平成 26 年 1 月 1 日
	る	寄附金	以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
		VELEZI LEVENTA DE VIERA A LI LA CA	以後の寄附金が対象
		益財団法人群馬健康医学振興会に対する寄	公益財団法人群馬県
	附	金	健康医学振興会に対
			する寄附金を訂正
	公	益財団法人群馬県交通安全協会に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
	附	金	以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県産業支援機構に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
	附		以後の寄附金が対象
		益財団法人群馬県私学振興会に対する寄附	平成 26 年 1 月 1 日
	金		以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人群馬県消防協会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
	公		以後の寄附金が対象
	·	益財団法人群馬県スポーツ協会に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
	附		以後の寄附金が対象
		並 益財団法人群馬県生活衛生営業指導センタ	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		益財団法人群馬県青少年育成事業団に対す	平成26年1月1日
		新附金	以後の寄附金が対象
		新門金 	
			平成26年1月1日
	9	る寄附金	以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県農業公社に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県馬事公苑に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象
	公	益財団法人群馬県防犯協会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象
	<u>^</u>	<u> </u>	平成26年1月1日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
	10	\(\tau_1\) \(\Omega\) H11.11 \(\tau_2\)	シマト 単田下 4 743

			平成 26 年 1 月 1 日
		公益財団法人ぐんまYMCAに対する寄附金	以後の寄附金が対象
		 公益財団法人上毛新聞厚生福祉事業団に対す	平成 26 年 1 月 1 日
		る寄附金	八次 20 平 1 万 1 日
		公益財団法人前橋観光コンベンション協会に	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人前橋市まちづくり公社に対する	公区公前归亚"、公务
		お開金 寄附金	
		H1 H1 1 AF	平成 26 年 1 月 1 日
		公益財団法人老年病研究所に対する寄附金	以後の寄附金が対象
			令和4年4月1日公
		公益財団法人桑の弓育英会に対する寄附金	☆和4年4月1日公 益法人へ移行
	 	公益財団法人群馬交響楽団に対する寄附金に	並伝入、1941 平成 25 年 4 月 1 日
	 <u> </u> <u> </u>	公益別団伝八群局交響来団に対する前門金に 対する寄附金	学成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行
		N 4 公司的立	
		公益社団法人群馬県獣医師会に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県珠算連盟に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		公益社団法人群馬県鍼灸師会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
		() X 	以後の寄附金が対象
		公益社団法人高崎市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金 公益社団法人高崎市農業公社に対する寄附金	以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
		公益社団法人高崎青年会議所に対する寄附金	以後の寄附金が対象
			平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人群馬県蚕糸振興協会に対する寄 	平成 26 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
		 公益財団法人翠巒育英会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人高崎・地域医療センターに対す	平成26年1月1日
		る寄附金	以後の寄附金が対象
			平成26年1月1日
		公益財団法人高崎財団に対する寄附金	以後の寄附金が対象
			名称変更(旧:公益
			財団法人高崎市文化
			スポーツ振興財団)
		公益財団法人高崎歯科医療センターに対する	平成26年1月1日
		寄附金	以後の寄附金が対象

		 公益財団法人富田昭子ガールスカウト振興財	平成 26 年 1 月 1 日
		公益別団伝人畠田昭士ルールスカリト振興別団に対する寄附金	学成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象
		図に対する前門並 公益財団法人榛名高原体育センターに対する	
		公益財団伝入榛名高原体育センターに対する	平成 26 年 1 月 1 日 以後の寄附金が対象
		前門金	
		公益財団法人山田昇記念財団に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人山田文庫に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人 NEXUS スポーツ振興財団	令和5年1月1日
			以後の寄附金が対象
	桐生市	公益社団法人桐生市シルバー人材センターに	平成26年1月1日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		 公益社団法人桐生法人会に対する寄附金	平成26年1月1日
			以後の寄附金が対象
		 公益財団法人大川美術館に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団に対	平成 26 年 1 月 1 日
		する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人桐生地域地場産業振興センター	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人群馬大学科学技術振興会に対す	
		る寄附金	
	伊勢崎市	公益財団法人脳血管研究所に対する寄附金	平成 24 年 4 月 1 日
			公益財団法人へ移行
		公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人伊勢崎青年会議所に対する寄附	平成 26 年 1 月 1 日
		金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人相川考古館に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社に対	平成 26 年 1 月 1 日
		する寄附金	以後の寄附金が対象
	太田市	公益社団法人太田市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人太田青年会議所に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		公益財団法人ぐんま赤尾奨学財団に対する寄 附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
			名称変更(旧:公益
	<u> </u>	l	

]	財団法人ぐんま国際
			教育財団)
		公益財団法人群馬県児童健全育成事業団に対	平成 26 年 1 月 1 日
		する寄附金	以後の寄附金が対象
	沼田市	公益社団法人沼田市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
	館林市	公益社団法人館林市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人館林青年会議所に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
	渋川市	公益社団法人渋川市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団に	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人竹久夢二伊香保記念館に対する	平成 26 年 1 月 1 日
		寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人渋川市まちづくり財団に対する	
		寄附金	
	藤岡市	公益社団法人藤岡市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人藤岡市文化振興事業団に対する	平成 26 年 1 月 1 日
		寄附金	以後の寄附金が対象
	富岡市	 公益社団法人甘楽教育会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
		A LEDIANT AND A LOND	以後の寄附金が対象
		公益社団法人富岡甘楽歯科医師会に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
		公益社団法人富岡市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
	安中市	公益社団法人安中市シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		 公益社団法人安中青年会議所に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
		 公益財団法人群馬慈恵会に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
	みどり市	公益社団法人みどり市シルバー人材センター	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
	吉岡町	公益社団法人吉岡町シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象

	_		
	 上野村	公益財団法人慰霊の園に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
	工。對"行	公益州団伝八忽霊の園に刈りる前門並	以後の寄附金が対象
	甘楽町	公益財団法人甘楽町国際交流振興協会に対す	平成 26 年 1 月 1 日
		る寄附金	以後の寄附金が対象
	長野原町	公益財団法人北軽井沢霊園に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
		公益別団伝八礼軽井八壶園に刈りる前門金	以後の寄附金が対象
	玉村町	公益財団法人玉村町農業公社に対する寄附金	平成 26 年 1 月 1 日
		公益別団伝八玉竹町展耒公社に刈りる前門金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人玉村町文化振興財団に対する寄	平成 26 年 1 月 1 日
		附金	以後の寄附金が対象
	大泉町	公益社団法人大泉町シルバー人材センターに	平成 26 年 1 月 1 日
		対する寄附金	以後の寄附金が対象
		公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団	平成 26 年 1 月 1 日
		に対する寄附金	以後の寄附金が対象
	吾妻郡草津町	公益財団法人群馬草津国際音楽協会に対する	平成 24 年 2 月 1 日
		寄附金	公益財団法人へ移行
			名称変更(旧:公益
			財団法人関信越音楽
			協会)
	東京都千代田区	公益社団法人地域医療振興協会に対する寄附	
		金	
	東京都港区	公益社団法人日本グライダークラブに対する	平成 25 年 1 月 1 日
		寄附金	以後の寄附金が対象
	東京都品川区	公益財団法人アルカンシエール美術財団に対	平成 23 年 11 月 1 日
		する寄附金	公益財団法人へ移行
条例第 34 条の 7	桐生市	学校法人白ゆり学園に対する寄附金	
第1項第6号に掲		学校法人つくし学園に対する寄附金	
げる寄附金		学校法人峰学園に対する寄附金	
		学校法人明照学園に対する寄附金	
	みどり市	学校法人桐丘学園に対する寄附金	
		社会福祉法人赤城の家に対する寄附金	
		社会福祉法人あららぎ会に対する寄附金	
		社会福祉法人ヴェルファーデンに対する寄附	
条例第 34 条の 7		金	
第1項第7号に掲	桐生市	社会福祉法人梅田福祉会に対する寄附金	
げる寄附金		社会福祉法人雲祥会に対する寄附金	
		社会福祉法人大蔵会に対する寄附金	
		社会福祉法人絹乃会に対する寄附金	平成 27 年 1 月 1 日
			以後の寄附金が対象
	1	I.	1

		社会福祉法人桐の実会に対する寄附金	
		社会福祉法人桐生市社会福祉協議会に対する	
		寄附金	
		社会福祉法人桐生牧人会に対する寄附金	
		社会福祉法人桐生療育双葉会に対する寄附金	
		社会福祉法人広済会に対する寄附金	
		社会福祉法人光性会に対する寄附金	
		社会福祉法人広徳会に対する寄附金	
		社会福祉法人三和会に対する寄附金	
		 社会福祉法人紫苑会に対する寄附金	
		社会福祉法人聖母カテキスタ会に対する寄附	
		金	
		社会福祉法人青龍会に対する寄附金	靑竜会から青龍会に
			名称変更
		社会福祉法人大雄会に対する寄附金	
		社会福祉法人泰和会に対する寄附金	
		社会福祉法人たかぞの会に対する寄附金	
		社会福祉法人徳昌会に対する寄附金	
		社会福祉法人仁田山親和会に対する寄附金	
		社会福祉法人ひまわり会に対する寄附金	
		社会福祉法人福栄会に対する寄附金	
		社会福祉法人普門会に対する寄附金	
		社会福祉法人プライエムに対する寄附金	
		社会福祉法人邦知会に対する寄附金	
		社会福祉法人峰悠会に対する寄附金	
		社会福祉法人和敬会に対する寄附金	
		社会福祉法人和順会に対する寄附金	
		社会福祉法人わたらせ会に対する寄附金	
		社会福祉法人ビハーラに対する寄附金	
	みどり市	社会福祉法人希望の家に対する寄附金	平成 27 年 1 月 1 日
	V7 ⊆ 2 114		以後の寄附金が対象
 条例第 34 条の 7		更正保護法人群馬県更正保護協会に対する寄	
第1項第8号に掲	 前橋市	附金	
げる寄附金	19 4 Hed - 11 -	更正保護法人群馬県仏教保護会に対する寄附	
2 2 14 114 224		金	